

十日午後の衆院産業公害対策特別委員会、水俣病補償をめくつて千種達夫水俣病補償処理委員会

座長、イタイイタイ病名付け親の萩野昇医師、宇井純東大工学部助手ら参考人との間に質疑を行なつた。おもな質疑は次の通り。

林義郎氏（自民・山口） 会社側の刑事責任についての見解と都市工学の立場からの公害対策はどうすべきか。

宇井純氏 カネミの米又カ油事件に類似しており、会社側が反論したり隠したりするチツソについては刑事責任を追及すべきだ。公平の原則からも問題がある。公害発生源を出さないとまず企業が決意すべきである。チツソの場合は数百万円で設備の改善が可能だつた。

浜田幸一氏（自民・千葉） 国はこういう態度を取るべきだと思う

川村氏 あつせん額の感想はど

か。

宇井氏 患者への救済措置は当然だが、遺伝的な毒性が心配されており、最低限、地域住民全体の検診を行なうべきだ。

川村義義氏（社会・熊本） 会社側の責任を木問にしているが、当時水俣病を研究している地元の学

うか。見舞い金契約（三十四年）は無効にすべきで白紙の立場でやるべきでなかったか。

千種氏 人命を軽んじているわけではないが、見舞い金契約の有効、無効は裁判で係争中であり発言は控えたい。額について満足すべきでないかもしれないが、妥当

あるとして直ちに責任は追及出来ない。

川村氏 会社側はネコ実験を故意に隠したといわざるを得ないがどうか。

宇井氏 三十四年、細川路長の実験継続の主張に対し会社側は中止しており、故意にけすつてい

ない。ただ補償処理委は判決する権限はなく、依頼書にタテに押しつけるつもりはないし、考えてもいなかった。

藤田氏 あつせん内容は法律的にも会社側に利する結論ではないか。

千種氏 法律には遠慮したが会社側には立ってはいない。

水俣病補償めぐる質疑 衆院産業公害特委

者から事情聴取したか。会社側が極秘にしていたネコ実験（三十四年）溜流と隣接についての報告書（三十五年）の内容については、千種氏 細川チツソ会社病院長（当時）には佐松委員が調べるなどした。ネコ実験は聞いていたが

であり、最低とは思っていない。自賠法と水俣病は関係ない。このため、当時の見舞い金三千万円に照らして差し引き四百七十万円を払うべきなどとは考えていない。

川村氏 厚生省が公害と認定したのはなぜだと思ふか。

千種氏 一般人がそう考えるの

はつきりつかめなかった。

千種氏 無罪ではないが、裁判上因果関係が

ある。しかも過去に会社側は地元漁協組と補償協定を締結したさい

永久示談の条項を入れながら、その後会社側が破棄しているのは

水俣病が手見出来たのではない

か。

藤田高敏氏（社会・愛媛） 一派から一札を取った理由は何か。

千種氏 処理委で取ったのでは

ない。ただ補償処理委は判決する権限はなく、依頼書にタテに押しつけるつもりはないし、考えてもいなかった。

藤田氏 あつせん内容は法律的にも会社側に利する結論ではないか。

千種氏 法律には遠慮したが会社側には立ってはいない。

藤田氏 社会的に最高の刑罰を受けろ、き事件だが、公害罪を新設する考えについてはどうか。

千種氏 刑事責任は法務省で検討しているが、その趣旨には同感だ。ただ今回の事件の処理を法律

一辺倒でやることは無理だ。法律、常職を合わせて出したので和

細田への影響は回復しないし、者

化現象も手伝って強くなるばかりだろう。

宇井氏 第三者が事実を検討しなければならぬのに放棄したら、今後島国に住んでいる私たちは住むべき場所がなくなるだろう。これでは真相を出すのが被害者で真実を隠すのが加害者ということになる。

藤田氏 症状は今後悪化しないか。訴訟派の判決が出たとき、一任派に頼の上積みへの権利の有無は。

千種氏 全く予期しないものが

出れば別だが、民法六百九十六条で争うことは出来ない。

宇井氏 固定患者が新たに認定

されており、症状が固定したとは

言えない。

萩野昇氏 メチル水銀による脳

細胞への影響は回復しないし、者

化現象も手伝って強くなるばかり

だろう。

宇井氏 第三者が事実を検討しなければならぬのに放棄したら、今後島国に住んでいる私たちは住むべき場所がなくなるだろう。これでは真相を出すのが被害者で真実を隠すのが加害者ということになる。

藤田氏 症状は今後悪化しないか。訴訟派の判決が出たとき、一任派に頼の上積みへの権利の有無は。